

一般社団法人日本紅定款

平成29年7月12日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本紅と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、社会貢献と、地域の文化・伝統技術を活かしたものづくり創造・地域創生等、より一層の文化的向上に寄与することを目的とし、公益に資するため、次の事業を行う。

- (1) 「全国紅花協議会」としての事業
- (2) 「山形県紅花協議会」と「京都府紅花協議会」とが連携し、「全国紅花協議会」として、統一ロゴ「日本紅」・「最上紅花」・「紅花リーフ」・「京紅花」等を日本全国に普及させることを目的とした事業
- (3) 紅花を主力製品とする蚕糸・山菜・きのこ・野菜等の農産加工品から、京都の丹後ちりめん絹産品や伝統的美術工芸品等まで、一次産業・二次産業・三次産業を通して商品開発・生産・加工・販売等に係わる事業
- (4) 「最上紅花」の名付け親である「最上義光」公の業績を歴史的文化遺産と位置付け、「最上紅花」を通じて日本全土に普及・振興させる事業
- (5) 紅花の植栽等により、空き家・有休土地・中山間地域の利活用をはかり、それをもって地方創生に資することを目的とする事業
- (6) 前各号に関連する、公益活動事業・土地等取得事業・農事事業・文化交流振興事業・観光的経済活動事業・広報連携事業
- (7) 前各号に附帯又は関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を山形市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第5条 当法人の機関として、社員総会及び理事以外に監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の手続きをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、社員総会で定める額の経費を支払わなければならない。

- ② 社員は、社員総会において別途定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、1か月前までに当法人に対して申出をするものとする。

- ② 前項の場合のほか、社員は、次に掲げる事由によって退社するものとする。
 - (1) 死亡又は解散
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人となったこと
 - (3) 総社員の同意
 - (4) 除名
 - (5) 2年以上会費を滞納したこと

(除 名)

第11条 社員の除名は、当該社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第12条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上
 - (2) 監事 1名
- ② 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- ② 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ④ 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

② 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第23条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

② 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、当法人に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(報酬等)

第24条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第26条 代表理事又は理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第27条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第30条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、特定非営利活動法人山形県ナショナル・トラスト協会（主たる事務所 山形市平清水一丁目4番41号）に帰属させるものとする。

第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第32条 当法人の設立時社員の氏名は、次のとおりである。

深川正達

武田博文

小池信江

木口 隆

山川喜市

佐藤清彦

南 香小里

(設立時の役員)

第33条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設 立時理事 深川正達

設 立時理事 武田博文

設 立時理事 小池信江

設 立時理事 南 香小里

設 立時理事 佐藤清彦

設 立時監事 木口 隆

(設立時の代表理事)

第34条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設 立時代表理事 深川正達

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年5月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本紅を設立のため、設立時社員深川正達外6名の定款作成代理人である司法書士 峯田文雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年7月12日

設立時社員

深川正達

設立時社員

武田博文

設立時社員

小池信江

設立時社員

木口 隆

設立時社員

山川喜市

設立時社員

佐藤清彦

設立時社員

南 香小里

上記設立時社員7名の定款作成代理人

司法書士 峯 田 文 雄